

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年12月、第21回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後3時00分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号2番岡本委員、3番松本委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。
(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、小川地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は、12月16日午後2時から、小川地区農業委員3名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道254号線の旧道を嵐山町方面へ向かい、安藤林業のところの手押し信号を右折し、柳町橋を渡り八宮神社入口から約100m進んだところを右折し、さらに約100m進んだ右側の坂道を登った突き当りになります。こちらに住宅もあり、以前空き家となっておりましたが、地元有機農業者の研修生であった申請者が約7年ほど前から利用し、母屋のすぐ南側の農地も利用権設定をして耕作しておりました。その農地以外の今回申請地については貸借はなかったが、草刈りだけはしていたとのことで、きれいになっていました。今回申請地以外に利用権設定しているところは下里3区から1区にかけて1町3反ほどありますが、畑については野菜が、田については稲作がされておりました。以上のことから特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決にはいります。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第1号 申請番号2番について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第1号申請番号2番について説明いたします。(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号申請番号2番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

大河(島野) 大河地区推進委員島野が調査報告します。現地調査は、12月18日午前9時から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道熊谷寄居秩父線を東秩父村方面へ向かい、切通橋を渡ってすぐのところを左折し、約2.6Km進んだT字路を右折し約1.8Km程進んだ右側になります。以前は桑畑として利用していたが現在は竹が茂っていてそれを刈った跡がありました。取得後は栗、ミカンを植えたいとのことでした。受人所有の他の農地はきちんと管理、耕作されており問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(議席番号13番山田委員挙手)

議長 はい、山田委員

13番 議席番号13番山田です。受人、渡人の苗字が同じですが、親戚ですか。また、贈与とありますが、どういったことかわかれば教えていただきたいと思います。

大河(島野) 大河地区推進委員島野です。土地を交換してバラバラになっているものを整理するのが目的だそうです。一方の土地は農地でないので、こちらの申請がないのだと思います。また、近い親戚ではないようですが、同じ苗字で家も近いので元をたどれば親戚ではなかろうかと思

います。

議長 ほかには質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決にはいります。議案第1号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

5番 議席番号5番森が調査報告します。現地調査は、12月18日9時から大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。現地は県道熊谷小川秩父線を東秩父村方面へ向かい松郷峠入口交差点を300m程進んだところのパチンコ店のある交差点を左折し、500m程進んだところの一本南側の道のところになります。こちらは、本年6月に農業振興地域整備計画の変更について審議し議決された場所になります。草刈りもされてきれいに管理されています。近隣はほとんど住宅が建っています。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号 申請番号2番について説明いたします。
(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)
調査区は、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

5番 議席番号5番森が調査報告します。現地調査は、12月18日9時から大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。こちらは、先程の議案第2号申請番号1番に隣接する場所となります。こちらも本年6月に農業振興地域整備計画の変更について審議し議決された場所になります。草刈りもされてきれいに管理されています。近隣はほとんど住宅が建っています。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

 (質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。
続きまして議案第2号 申請番号3番について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号 申請番号3番について説明いたします。
(申請番号3番の内容について、記載事項を読み上げる。)
調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号3番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（尾上 竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、12月18日9時から竹沢地区農業委員2名と推進委員1名で行いました。現地は国道254号線旧道の北側を並走している原川地区の町道を、宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かって約200m進んだ右側になります。隣近所に迷惑がかかるようなことはありません。実家がすぐ近くなので将来的に親の面倒を見るにも適地であります。特に問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方

は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号3番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして日程第4報告第1号 農地法第5条1項6号の規定による届出についての報告を事務局からお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第5条1項6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から5番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長 ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長 特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。続きまして、その他になりますが、議題として取り上げることがございますか。

事務局 議案として、解除条件付き利用権の運用について提案申し上げます。

議長 ただ今事務局より提案のありました解除条件付き利用権の運用についてを議案として取り上げることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、解除条件付き利用権の運用についてを議題といたします。日程第5議案第3号解除条件付き利用権の運用について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第3号解除条件付き利用権の運用について説明いたします。

(議案第3号の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業経営基盤強化促進法第18条に農用地利用集積計画の作成について規定されており、同条第2項第6号に解除条件付き利用権があります。その運用についてになります。なお、この審議によって賛同

が得られれば、当委員会から町に対しての提言としたいと考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(議席番号1番清水委員挙手)

議長 はい、清水委員

1番 議席番号1番の清水です。一筆で10a以上ある土地の取扱いについて、分耕で耕作面積が10aに満たなければ設定は可能か。

事務局 通常の利用権でも部分的な耕作については分耕の扱いをしており、解除条件付きについても、同様の扱いで考えます。

1番 田も設定は可能か。可能な場合、地域での畔や水路管理の共同作業などは誰が指導するのか。

事務局 地主に帰属すると考えます。

議長 他に質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。解除条件付き利用権の運用について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号 解除条件付き利用権の運用について、原案のとおり可決し町に対して提言いたします。

その他何かございますか。

(なし)

議長 特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第21回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後4時44分です。